

社会福祉協議会とは・・・

社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とする非営利の民間組織です。

久喜市社会福祉協議会では、制度の谷間にある福祉課題をはじめ、様々な福祉ニーズに応えるため、多種多様な福祉サービスを行っています。それぞれの地域の特性を踏まえ、市民をはじめ、福祉・保健などの関係機関及び団体、行政機関などの参加協力を得ながら、ともに考え、創意工夫をこらした事業に取り組んでいます。

また、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集える「ふれあい・いきいきサロン※」などの小地域福祉活動を進めるとともに、支え合いのある地域づくりを目指して新たな事業展開を図るほか、ボランティアセンター※では、ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、各種講座の開催などを行い、そのほか、小中高校における福祉教育の支援や職員による出前講座※（社協の福祉のまちづくり講座）など、地域の福祉活動の拠点として役割を果たしています。

《久喜市社会福祉協議会は、ふれあいセンター久喜内に事務局、菖蒲、栗橋及び鷺宮地区に各地域福祉センターを設置しています。》

○本書の中で、用語の後ろに ※印のある用語は、用語解説集（P116～）のなかで説明しております。

